

退職金不支給は、労働者の重大な背信行為を理由とした場合にのみ許される

Question 06

Q

私は、社内での不正行為により懲戒解雇されてしまいました。会社は退職金を支給しないと言っています。そうしたことが許されるのでしょうか。

Answer 06

A

退職金も賃金の一部ですから労働の対償ではありますが、通常の賃金とは異なり、功労報奨的な性格や生活保障的な意味も含まれています。そこで、退職手当の額は、退職事由、勤続年数などの諸条件に照らして退職時において初めて確定するもので、退職時までは債権として成立しているとはいえないというのが現在のところ通説となっております。したがって、懲戒解雇の場合には退職金は支給しないという規定も、各社の就業規則に一般に存在するところです。

しかし、懲戒解雇イコール退職金の不支給となるわけではありません。退職金の労働条件としての重要性に鑑み、労働協約や就業規則によってこれを不支給（一部不払い）とする場合には、非常に厳しい判断がなされるのが通常で、裁判例によれば、「労働者の過去の労働に対する評価を全て抹消させてしまう程度の著しい不信行為があった場合でなければならない」などとされており、要するに非常に重大な背信行為を理由としていなければ、不支給や減額は許されないということになります。

したがって、どのような行為がそれにあたるかは、個別具体的な判断にゆだねられざるを得ず、ご質問のケースでは、不正行為の内容が明らかではありませんから、総合労働相談コーナーなどで相談されることをお勧めします。